

## **[事案 2023-97] がん特約無効取消請求**

・令和6年5月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

責任開始日前発病であることを理由に、がん特約が無効となったことを不服として、無効の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年11月に骨髄異形成症候群（前がん病変）と診断確定されたため、同年10月に契約した医療保険にもとづき、給付金請求を行ったところ、がん特約の責任開始日前に骨髄異形成症候群と診断確定されていたとして、がん特約が無効となった。しかし、以下等の理由により、がん特約の無効を取り消してほしい。

- (1)令和4年11月に、骨髄異形成症候群であると病名告知を受けたが、医師は「検査詳細情報」を用いて、病状が一番軽いランクであるなどと説明した。
- (2)令和5年1月に、医師へ骨髄異形成症候群はがんであるかと質問したところ、医師は「『がん』ではありません。がんの前の段階である『前がん病変』と言います」と説明した。
- (3)令和5年5月の診察の際、医師は、自分の状態は「医学的見地からみて『がん』と断定するまでに至っていないから『がん』ではない」と説明した。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、「がん保障の責任開始日」より前の令和4年11月に「骨髄異形成症候群」と診断確定されているため、本契約の約款にもとづき、がん特約は無効となる。
- (2)医師は、申立人に対し、申立人の病状は前がん病変であるなどと説明した際に、「保険で同様に取り扱われているかどうかは別。本態性血小板血症などの良性腫瘍でも腫瘍扱いとなることがあるので、どのように取り扱われているかは約款などに書かれていると思うので保険会社に確認してください」とも説明した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、がん特約の無効の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。